改正後	改正前
二　前号に掲げる投資以外の投資（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和八年金融庁告示第五十五号）による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第四十七条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される投資を除く。）　次のイからホまでに掲げる期間の区分に応じ、当該イからホまでに定めるリスク・ウェイト ［イ～ホ　略］ ［2～4　略］	二　前号に掲げる投資以外の投資　次のイからホまでに掲げる期間の区分に応じ、当該イからホまでに定めるリスク・ウェイト ［イ～ホ　同上］ ［2～4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○金融庁告示第六十五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（令和五年金融庁告示第二十五号）の一部を次のように改正し、令和九年三月三十一日から適用する。

令和八年八月二十四日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則	附　則
（株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーに関する経過措置） **第八条**　標準的手法採用最終指定親会社は、株式及び株式と同等の性質を有するもの（新告示第四十三条第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。第四項において同じ。）に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトについては、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる投資の区分に応じ、当該各号に定めるものとすることができる。 一　［略］ 二　前号に掲げる投資以外の投資（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（令和八年金融庁告示第五十六号）による改正後の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件第四十三条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される投資を除く。）　次のイからホまでに掲げる期間の区分に応じ、当該イからホまでに定めるリスク・ウェイト ［イ～ホ　略］ ［2～4　略］	（株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーに関する経過措置） **第八条**　［同上］ 一　［同上］ 二　前号に掲げる投資以外の投資　次のイからホまでに掲げる期間の区分に応じ、当該イからホまでに定めるリスク・ウェイト ［イ～ホ　同上］ ［2～4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	